

「長久手市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン（案）」についてのパブリックコメントの実施結果

長久手市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドラインを策定するにあたり、市民のみなさんからご意見をいただくためパブリックコメントを実施しました。

ご意見をいただきありがとうございました。

次のとおり結果を公表します。

1 意見募集案件名

長久手市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン（案）

2 募集期間

平成25年8月1日（木）から平成25年8月30日（金）まで

3 閲覧場所

市役所北庁舎2階安心安全課、市役所西庁舎1階情報コーナー、市ホームページ

4 募集結果

1名 4件

5 提出された意見及び意見に対する市の考え方

	意見	市の考え方
1	4-1)に関して 「必要最小限に定める」の文言ではあいまい。具体性に欠ける。下記の基準を明記すること。 ①犯罪多発地帯であること。将来犯罪を発生する高度の必然性が認められる場所。 ②予防効果が期待できること。	ガイドラインでは、防犯カメラを設置する時は、犯罪抑制の有用性とプライバシー保護の調和を図ることが大切であると考えています。また、設置をする地域の特性がありますので、設置台数は「必要最小限に定める」としたものです。
2	4-2)に関して 連絡先が欠けている。具体的に明記する（氏名、住所、電話番号）	防犯カメラを設置している表示には、設置者名も記載することとしていますが、管理責任者等の、氏名、住所、電話番号が個人のもを表示する場合は、プライバシー等の保護の観点から、設置者名のみを表示に留めることとしました。

3	<p>6に関して</p> <p>①「苦情や問い合わせ」の文言では不足。写り込んだ本人からの開示要求にもすみやかに応じる義務を明記する。</p> <p>②第3者機関による監督、調査、勧告をうけた時は、すみやかに、協力的態度で応じること。</p>	<p>ガイドラインでは、「設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。」と規定しており、開示の要求も問い合わせに含まれます。義務化の明記については、ガイドラインには強制力がないことから考えていません。</p>
4	<p>7その他</p> <p>①目的外の利用の可能性のある機能を有する装置は設置しない。具体的基準を付記する。要綱に明記。</p> <p>②運用・利用にあたって第3者による監とく、調査、勧告ができる機関を設置すること。</p>	<p>ガイドライン5条(4)項で、画像の記録された媒体の厳重な管理を定めており、目的外の画像の使用はできないと考えます。</p> <p>なお、第三者機関等については、今後の参考とさせていただきます。</p>